

「景観遺産」の登録について

1 「景観遺産」登録制度の概要

本制度は令和3年の景観条例改正により創設され、地域特有の景観や、日常に隠れた何げない景観を「景観遺産」として、所有者の同意を得て登録している。

登録した建造物、建造物群、樹木、樹木の集団又は土地の区域（以下「景観遺産」という。）について、情報発信し、身近な景観の意義や魅力を県民に広く周知することで、ふるさと意識を継承し、地域の活性化に繋げる。

また、景観遺産については、（公財）兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成支援事業の対象とし、住民団体等の景観まちづくり活動に支援する。

2 登録状況

| | | |
|---|----------------------------|-------------|
| 1 | 織物産業を象徴するノコギリ屋根 | 西脇市、加東市、多可町 |
| 2 | “和牛の聖地”～純血種「但馬牛」のルーツ～ | 香美町 |
| 3 | 北但大震災からの復興を今に伝える「豊岡震災復興遺産」 | 豊岡市 |

3 選定の考え方

下記の景観形成等基本方針に示された登録要件を満たすものとする。

【景観形成等基本方針に示された登録要件】

| 登録の対象 |
|---|
| 【地域との関係性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活・歴史・文化・生業（産業）と深いつながりを有するもの ・ 風土（気候・地勢など）の影響を受けて形成されたもの ・ 地域の人々の暮らしや行事に欠かせないもの ・ 身近な景観の構成要素として、地域の人々から親しまれているもの ・ 住民団体等により景観づくりの持続的な取組と関連があるもの |
| 【独自性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特有の構法や意匠形態を有するもの ・ 地域特有の植物の群生など |
| 【希少性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ特徴を持つ他の建造物等が失われ、希少価値を有するもの ・ 特徴的な外観や意匠形態を有するもの |

4 景観形成支援事業による支援 景観まちづくり活動助成

| 助成対象経費（住民団体等が実施するもの） | 助成率 | 助成限度額 (千円/年) |
|--|-----|-----------------|
| 目標を達成するための活動計画に基づいて行われる活動に係る以下の経費 (1) 団体の活動として行う研修等に要する経費 (2) 景観形成に関する調査・研究等に要する経費 (3) 団体の活動を地区住民等に周知するための広報等に要する経費 (4) 地区住民等の意向調査及び合意形成、意識啓発に要する経費 (5) 集会・会議等の開催に要する経費 | 3/4 | 150 |